



# 令和 5年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-6 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	6	目	枝番号	1	前年度事業名称
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6	目	枝番号	1
事業名称	児童相談所管理運営費			政策番号	4	政策指標	①
						施策番号	2
						施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	454,331	2,408	0	3,234	0	448,689
補助事業	4,816	2,408	0	0	0	2,408
単独事業	449,515	0	0	3,234	0	446,281
令和4年度	425,074	3,267	0	3,040	0	418,767
増△減	29,257	△ 859	0	194	0	29,922

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度								
	事業費	281,851	372,288	391,306	454,331	454,331	454,331	448,689	448,689	448,689	市債＋一般財源	276,807	365,588	386,011	448,689	448,689	448,689	事業費	329,493	388,075	424,433	市債＋一般財源	322,958	378,396

事業概要	児童を取り巻く諸問題に的確に対応するため、児童相談所を設置し、管理運営を行います。							
事業開始年度	昭和31年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第12条							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>児童福祉法に定められた機関であり、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p> <p>また、児童虐待対応だけでなく、その他の養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等さまざまな相談支援を実施し、在宅支援から一時保護、自立支援までの総合的な対策を推進します。</p> <p>業務内容</p> <p>(1) 児童に関する諸般の問題につき、家庭その他から相談を受けます。</p> <p>(2) 児童及び家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育学的、精神衛生上の判定を行います。</p> <p>(3) 上記の調査又は判定により、必要な指導を行います。</p> <p>(4) 上記業務を適切に運営するため施設の維持、環境整備を行います。</p> <p>施設運営及び施設管理・保全を適切に実施することで、相談・支援部門の業務が円滑に遂行され、市民サービスが安定的に提供できます。</p>							
根拠・データ等	<p>※実績データ</p> <p>〈新規相談受付件数〉平成30年度 19,189件、令和元年度 20,294件、令和2年度 18,509件、令和3年度 20,549件</p> <p>〈相談指導業務〉平成30年度 279,430件、令和元年度 301,010件、令和2年度 327,985件、令和3年度 305,316件</p> <p>〈診断指導業務〉平成30年度 20,701件、令和元年度 21,414件、令和2年度 20,784件、令和3年度 24,961件</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
新規相談 受付件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	18,509	20,549				
相談指導業務	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	327,985	305,316				
診断指導業務	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	20,784	24,961				
事業スケジュール	<p>昭和31年度：中央児童相談所 設置</p> <p>昭和49年度：南部児童相談所 設置</p> <p>平成7年度：北部児童相談所 設置</p> <p>平成19年度：西部児童相談所 設置</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	中央児童相談所管理運営費	157,143	145,382	11,761	職員増員による経費の増
②	西部児童相談所管理運営費	158,622	154,380	4,242	職員増員及び再整備に伴う電気代の増	
③	南部児童相談所管理運営費	80,259	72,794	7,465	職員増員による経費の増	
④	北部児童相談所管理運営費	58,307	52,518	5,789	職員増員による経費の増	
	細事業合計	454,331	425,074	29,257		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務 係
	深見 和夫	足立 篤彦	藤淵 孔明

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6 目	枝番号	2	
事業名称	在宅障害児短期入所事業事務費			政策番号	13	政策指標	①
					施策番号	3	施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	11,739	0	0	50	0	11,689
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	11,553	0	0	29	0	11,524
増△減	186	0	0	21	0	165

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 事業費	9,336	10,543	11,655
算 市債+一般財源	9,312	10,516	11,626
決 事業費	8,845	12,677	13,364
算 市債+一般財源	8,832	12,665	13,332

令和6年度	令和7年度	令和8年度
11,739	11,739	11,739
11,689	11,689	11,689

事業概要	在宅障害児短期入所事業（健康福祉局事業）の執行における、児童相談所での受付業務に必要な事務費							
事業開始年度	昭和48（1973）年度							
根拠法令・方針決裁等	障害者総合支援法、児童福祉法、横浜市児童相談所長委任規則第1項～29項							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業内容】 社会福祉職会計年度任用職員（日額）の雇用。 ・こども医療センター重症心身障害児施設・短期入所に係る受付事務、調査事務、統計事務等 ・重症心身障害児施設ミドルスティ利用調整、障害児入所施設の給付決定、措置事務</p> <p>【事業効果】 上記事務を専任の職員が実施することで、事務処理の迅速化、正確性、効率化の向上が期待できる。</p>							
根拠・データ等	<p>&lt;障害相談受付件数&gt; ※実績データ 平成30年度 7,435件 令和元年度 8,039件 令和2年度 7,396件 令和3年度 9,101件</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	-
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	-
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	-
事業スケジュール	<p>昭和48（1973）年度 （旧在宅障害児緊急一時保護事業） 平成15（2003）年度 （支援費制度施行） 平成18（2006）年度 （障害者自立支援法施行） 平成20（2008）年度 こども青少年局中央児童相談所から在宅障害児緊急一時保護事業が健康福祉局障害支援課に事務移管 平成22（2010）年度 健康福祉局障害支援課から在宅障害児短期入所事業がこども青少年局中央児童相談所に移管 平成24（2012）年度 障害児に係る児童福祉法の規定が見直しがされ、重症心身障害児の施設入所の支給決定、年度更新は区が実施 平成25（2013）年度 通園の支給決定、訓練助器具購入費の助成申請受付、障害者総合支援法の短期入所。日中一次支援の支給決定事務を区に移管。</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	在宅障害児短期入所事業事務費	11,739	11,553	186	会計年度任用職員報酬額の増
	細事業合計	11,739	11,553	186		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務 係
	深見 和夫	足立 篤彦	八代 正子

# 令和 5年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6-3-6 3	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他						
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6 目	枝番号	3	前年度事業名称	一時保護事業
事業名称	一時保護事業				政策番号	4	政策指標	①
					施策番号	1	施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	1,440,150	605,062	0	10,326	0	824,762
補助事業	1,210,124	605,062	0	0	0	605,062
単独事業	230,026	0	0	10,326	0	219,700
令和4年度	1,262,863	512,082	0	9,244	0	741,537
増△減	177,287	92,980	0	1,082	0	83,225

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算 事業費	877,929	988,014	1,154,515	1,642,325	1,642,325	1,642,325
市債+一般財源	631,486	717,920	822,994	940,546	940,546	940,546
決算 事業費	1,053,895	1,088,258	1,341,162			
市債+一般財源	680,942	351,241	782,871			

事業概要	要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のために一時保護を実施します。							
事業開始年度	昭和31年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第11条第1項第2号ホ、第12条の4、第33条、第50条第8号、第53条。児童福祉法施行規則第35条							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 児童福祉法33条の規定に基づき児童相談所長が必要と認めるとき、児童を一時保護所又は警察署、児童福祉施設等に一時保護します。一時保護は、要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のため実施します。</p> <p>【事業内容】 一時保護所（中央52人、西部40人+自立支援10人、南部45人、北部30人）では主に、生活習慣、日常作業学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や家庭復帰に向けた支援を行います。また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や里親及び病院に一時保護委託します。</p> <p>【効果】 保護児童を適切に一時保護し、処遇改善に向けた施設管理や日常生活支援を行うことで、保護児童の安全安心を確保します。</p>							
根拠・データ等	<p>【職員体制】 児童定員：中央52名・西部40名+10人・南部45名・北部30名 中央児相：係長2人、児童指導員8人、保育士24人、保健師2人、会計年度28人+夜間5枠 西部児相：係長1人、児童指導員5人、保育士20人、会計年度26人+夜間3枠 西部自立支援：係長1人、児童指導員5人、保育士3人、会計年度9人+夜間2枠 南部児相：課長1人、係長1人、児童指導員6人、保育士22人、保健師看護師2人、再任用職員1人、会計年度26人+2+夜間3枠 北部児相：課長1人、係長2人、児童指導員7人、保育士19人、保健師2人、会計年度30人+夜間3枠</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
一時保護件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	1,443	1,304				
延べ日数	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	63,446	64,294				
—	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	—	実績	—	—				
事業スケジュール	<p>【事業開始年度】 昭和31年11月 中央児童相談所一時保護所設置 平成19年3月 南部児童相談所一時保護所設置 平成19年6月 西部児童相談所一時保護所設置 平成25年9月 北部児童相談所一時保護所設置</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	中央一時保護事業費	658,834	605,852	52,982
②	西部一時保護事業費	268,412	228,689	39,723	保育人材派遣委託による増
③	南部一時保護事業費	253,297	220,012	33,285	保育人材派遣委託による増
④	北部一時保護事業費	259,607	208,310	51,297	保育人材派遣委託による増
	細事業合計	1,440,150	1,262,863	177,287	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	西部児童相談所相談調整 係
	深海 淳一郎	相原 健彦	小泉 純子

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		6	目	枝番号	4
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6	枝番号	4
事業名称	施設児童対策フレンドホーム事業			政策番号	4	政策指標
					②	施策番号
						3
						施策指標

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	1,048	0	0	0	0	1,048
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	1,048	0	0	0	0	1,048
増△減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	1,026	800	800	1,048	1,048	1,048
	市債+一般財源	1,026	800	800	1,048	1,048	1,048
決算	事業費	924	421	506			
	市債+一般財源	924	421	506			

事業概要	児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所に一時保護されている児童を、フレンドホームに一時的な養育を依頼することで、家庭的雰囲気を経験させ、児童の福祉を増進する。							
事業開始年度	昭和46（1971）年度							
根拠法令・方針決裁等	横浜市フレンドホーム事業実施要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所で一時保護されている児童等を、フレンドホームに一時的な養育を依頼し、家庭的な雰囲気を体験させることにより、児童の情緒安定化を図り社会適応性を養います。</p> <p>【効果】 家庭（家族）体験を通じ、児童自身が見守ってくれる人との接点を広げられるようになります。</p>							
根拠・データ等	<p>〈実施日数〉※実績データ 平成30年度 609日、令和元年度 542日、令和2年度 183日、令和3年度 227日 ※令和2年度よりコロナにより実績減。</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
委託児童数	単位	目標	34	34	45	45	45	45
	人	実績	35	38				
実施日数	単位	目標	340	340	450	450	450	450
	日	実績	183	227				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-				
事業スケジュール	昭和46年度 事業開始 令和4年度まで継続して事業実施 令和5年度以降も継続して実施予定							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	施設児童対策フレンドホーム事業		1,048	1,048	0
	細事業合計		1,048	1,048	0	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務 係
	深見 和夫	足立 篤彦	八代 正子

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6 目	枝番号	5
事業名称	在宅指導児童健全育成事業			政策番号	4	政策指標
					①	施策番号
						1
						施策指標

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	2,972	0	0	26	0	2,946
補助事業 単独事業						0
令和4年度	2,972	0	0	26	0	2,946
増△減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 算 事業費	2,975	2,972	2,972
市債+一般財源	2,949	2,949	2,946
決 算 事業費	2,794	4	0
市債+一般財源	2,747	4	0

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,972	2,972	2,972
2,946	2,946	2,946

事業概要	児童相談所の支援係で在宅指導中の児童を対象に、社会生活技術・対人スキルの向上を目的として、レクリエーション活動を行います。							
事業開始年度	昭和31年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法 第12条、児童相談所運営指針第4章第2節、児童権利宣言第7条、児童の権利に関する条約第31条							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①背景・課題の分析 新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和2～4年度は従来の活動を中止しました。社会情勢を踏まえた事業の実行方法が課題となっています。</p> <p>②事業目的・効果 1 実施内容・目的 (1)春季野外指導…対象児童及び家族との関係づくり、行動観察、親子関係の改善と夏季宿泊指導への動機づけなどを目的とします。 (2)夏季宿泊指導…継続指導児の中から宿泊指導効果があると思われる児童を選び、夏休みを利用して宿泊での指導を行います。 (3)秋季野外指導…これまでの参加児童との援助関係を深め、新たな継続指導児の参加を促し、行動観察を行い在宅における指導の効果を高めることを目的とします。 (4)通所指導…夏休み、冬休み、春休みの長期休暇等を利用して個別、もしくは集団指導を行います。内容は、調理実習や創作活動を中心とします。</p> <p>2 期待される効果 集団での活動を通じ児童の特性を把握することで保護者に対しその児童に即した養育の助言が可能になります。また、活動を通じて保護者との関係が構築され、援助関係が深まることで養育状況の改善に良い影響を及ぼすことが期待できます。</p>							
根拠・データ等	野外指導および宿泊指導については、各所年3～4回程度実施見込み。(令和2～4年度は、感染症拡大防止のため、野外活動・集団指導を中止)							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
野外指導	単位	目標	12	12	12	12	12	12
	回	実績	0	0				
夏季宿泊指導	単位	目標	4	4	4	4	4	4
	回	実績	0	0				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-				
事業スケジュール	<p>1 春季野外指導 (5月～6月)</p> <p>2 夏季宿泊指導 (7月～8月)</p> <p>3 秋季野外指導 (9月～11月)</p> <p>4 通所指導及び屋外活動等 (通年)</p>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	在宅指導児童健全育成事業	2,972	2,972	0	前年同額
	細事業合計	2,972	2,972	0		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	南部児童相談所相談調整 係
	足立 由紀子	中川 勝彦	齊藤 光貴

# 令和 5年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価番号	6-3-6 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価番号	6-3-6 1
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6 目	枝番号	6	前年度事業名称 児童虐待防止対策事業
事業名称	児童虐待防止対策事業			政策番号	4	政策指標	①
						施策番号	1
						施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	521,777	208,816	31,404	1,001	0	280,556
補助事業	456,606	208,816	31,404	0	0	216,386
単独事業	65,171	0	0	1,001	0	64,170
令和4年度	311,004	111,093	28,061	546	0	171,304
増△減	210,773	97,723	3,343	455	0	109,252

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業費	243,904	272,543	303,030	521,777	521,777	521,777
市債+一般財源	116,003	148,843	159,404	280,556	280,556	280,556
決 算 事業費	225,734	261,930	280,731			
決 算 市債+一般財源	108,110	130,502	129,427			

事業概要	児童虐待における要保護児童等の増加及び深刻化に対応するため、児童虐待の適切な通告受理および迅速な対応を図ります。また、関係機関との連携を促進し、児童虐待の未然防止および重篤化の防止と子ども・家族を中心とした当事者への支援を推進します。							
事業開始年度	昭和31年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待防止法							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	全国的に児童相談所の虐待対応件数は急増しており、本市においても、虐待対応件数は令和元年度7061件、令和2年度8853件、令和3年度7659件と高止まりとなっており、重篤事例は連続して発生しています。 平成30年7月の児童虐待防止対策に関する関係関係会議においても、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発され、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることのないよう関係機関が一体となって対策に取り組む事などが示され、その後、法改正等により児童福祉司、児童心理司の増員等、人員体制の強化が行われてきたところです。 児童虐待への適切な対応には人的配備だけでなく、研修やOJTを含めた専門的な知識・技術の習得のための人材育成体制整備と当事者のケアやサービスの充実が不可欠です。							
根拠・データ等	○ 児童福祉法、児童虐待防止法 ○ 児童虐待対応件数 令和元年 7051件、令和2年度 8853件、令和3年度 7659件 ○ 児童福祉司数 令和元年度 132人 令和2年度 182人 令和3年度 192人 ○ 児童相談所運営指針、厚生労働省「児童虐待防止対策支援事業」							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
児童虐待対応件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	8,853	7,659				
児童虐待防止対策事業 (夜間など対応件数)	単位	目標	21,500	22,000	25,000	25,500	26,000	26,500
	件	実績	19,566	19,882				
—	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	—	実績	—	—				
事業スケジュール	・昭和31年度 児童相談所設置 ・平成6年度 嘱託弁護士 委嘱開始 ・平成13年度 よこはま子ども虐待ホットライン開設 ・平成19年度 養育支援家庭訪問員配置 ・平成22年度 虐待対応専門員配置							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	カウンセリング強化事業	1,540	1,540	0
②	家族療法事業	6,515	1,505	5,010	委託料の増
③	医療的機能強化事業	1,600	1,123	477	医師謝金の増
④	被虐待児支援強化事業	7,507	8,959	▲ 1,452	司法面接研修実施手法の見直しによる減
⑤	法的対応機能強化事業	19,314	14,073	5,241	弁護士報酬の増
⑥	児童虐待初期対応事業	154,353	151,499	2,854	子ども虐待ホットライン委託料増
⑦	養育支援家庭訪問事業	129,010	105,415	23,595	養育支援家庭訪問員人件費の増
⑧	未成年後見人支援事業	6,312	6,312	0	前年同額
⑨	里親支援事業	20,100	20,278	▲ 178	賠償責任保険料の減
⑩	広報啓発事業	900	300	600	印刷枚数の増
⑪	児童相談所DX事業	174,626	0	174,626	新規事業
	細事業合計	521,777	311,004	210,773	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	虐待対応・地域連携課 係
	石神 光	星澤 宏樹	伊藤 剛

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6 目	枝番号	7	
事業名称	ひきこもり不登校児童支援事業費			政策番号	4	政策指標	①
				施策番号	1	施策指標	

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	2,946	115	0	0		0	2,831
補助事業	230	115	0	0		0	115
単独事業	2,716	0	0	0		0	2,716
令和4年度	1,146	128					1,018
増△減	1,800	△ 13	0	0	0	0	1,813

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	1,374	1,146	1,146	2,946	2,946	2,946
	市債+一般財源	1,038	810	942	2,831	2,831	2,831
決算	事業費	2,524	2,189	3,979			
	市債+一般財源	2,412	2,049	3,862			

事業概要	個別指導及び集団指導を通して、ひきこもり・不登校等に悩む児童、家族を支援します。							
事業開始年度	平成7年度							
根拠法令・方針決裁等	平成17年3月28日雇児発0328006号厚生省・児童家庭局長通知の別紙「引きこもり・不登校児童福祉対策事業実施要綱」、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	近年子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校など子どもの問題が複雑、深刻化しています。通所指導の機会を通じて、子どもと家族のアセスメント及び治療的な関わりを実施し、日常生活や、集団生活での適応を促進します。また、ひきこもり・不登校児及びその家族等に対して、個別の検査、カウンセリングを通して支援していきます。							
根拠・データ等	<個別心理事業統計等> ※実績データ 通所指導事業 (個別指導・集団指導) 平成30年度 実施日数72日、実人数14人 令和元年度 実施日数190日、実人数55人 令和2年度 実施日数66日、実人数12人 令和3年度 実施日数69日、実人数16人							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
通所指導件数 (個別指導)	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	66	69				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-				
事業スケジュール	平成7 (1995) 年度 事業開始 令和4 (2022) 年度まで継続して実施 令和5 (2023) 年度以降も継続して実施予定							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	ひきこもり不登校児童支援事業	2,946	1,146	1,800	消耗品費の増
	細事業合計	2,946	1,146	1,800		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	和賀 美穂	係長	金子 隆行	北部児童相談所相談調整 係	王尾 桃子



# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		6	目	枝番号	8
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6	枝番号	8
事業名称	電話児童相談事業			政策番号	4	政策指標
					①	施策番号
						1
						施策指標

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	7,938	0	0	34	0	7,904
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	7,891	0	0	20	0	7,871
増△減	47	0	0	14	0	33

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	7,982	7,982	8,103	7,938	7,938	7,938
	市債+一般財源	7,962	7,962	8,083	7,904	7,904	7,904
決算	事業費	7,972	6,687	7,639			
	市債+一般財源	7,962	6,670	7,620			

事業概要	18歳未満の子どもに関する様々な相談に対して、専任の相談員が応じる電話相談を実施。							
事業開始年度	昭和60(1985)年度							
根拠法令・方針決裁等	電話児童相談業務実施要綱							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童問題が複雑化していく中で、電話での相談で匿名性を担保しつつ、児童の育成、相談者の負担の軽減を図る。</p> <p>【事業内容】 ・電話相談員(会計年度任用職員) 2名 ・受付時間 月曜～土曜(祝日・休日・年末年始を除く)</p> <p>【期待される効果】 相談内容に対する傾聴や適切な回答をすることによる相談者の不安解消、問題の解決</p>							
根拠・データ等	<p>〈相談件数〉※実績データ 平成30年度 3,109件 令和元年度 2,618件 令和2年度 1,788件 令和3年度 1,319件</p>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相談件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	1,788	1,319				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-				
事業スケジュール	昭和60(1985)年度 事業開始 令和4(2022)年度まで継続して実施 令和5(2023)年度以降も継続して実施予定							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	電話児童相談事業	7,938	7,891	47	会計年度任用職員報酬額の増
	細事業合計	7,938	7,891	47		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務 係
	深見 和夫	足立 篤彦	八代 正子

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他	6	目	枝番号	9	前年度事業名称
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	児童虐待相談進行管理システム事業
事業名称	児童虐待相談進行管理システム事業			政策番号	4	政策指標	①
						施策番号	2
						施策指標	

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	26,832	1,000	1,000	0	0	24,832
補助事業	3,000	1,000	1,000	0	0	1,000
単独事業	23,832	0	0	0	0	23,832
令和4年度	15,413	1,000	1,000	0	0	13,413
増△減	11,419	0	0	0	0	11,419

歳出	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予 事業費	10,945	14,830	13,421
算 市債+一般財源	8,945	12,830	11,421
決 事業費	7,334	14,991	11,371
算 市債+一般財源	5,269	12,991	9,729

令和6年度	令和7年度	令和8年度
26,832	26,832	26,832
24,832	24,832	24,832

事業概要	児童相談所における相談受理から支援経過の情報をデータ化し、組織的に共有することにより、的確な進行管理を行い、支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで方針決定の迅速化と、事務作業の軽減を図る。							
事業開始年度	平成23年度							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第12条・児童相談所運営指針							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>【事業目的】 児童虐待に関する相談・通告件数及び児童虐待相談に係る対応件数は年々増加しており、システムを用いて組織としての管理することが重要である。 また、児童虐待を含めた児童相談所への新規相談への対応件数は、依然として多いため、システムによる管理を行い、事故の未然防止及び適切な進行管理を図る。</p> <p>【効果】 支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで、方針決定の迅速化と、事務作業の効率化を図る等、的確な進行管理を行える。</p>							
根拠・データ等	<虐待対応件数>※実績データ 平成30年度 6,403件 令和元年度 7,051件 令和2年度 8,853件 令和3年度 7,659件							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
虐待対応件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	8,853	7,659				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-				
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-				
事業スケジュール	平成20年度 検討・他都市調査 平成21年度 進行管理サポートシステム開発・機器調達、試行運用 平成22年度 進行管理サポートシステム稼働、システム改修等 平成23年度 福祉保健システムとの統合、事業開始 平成24年度～令和元年度 福祉保健システムの改修 令和5年度～ 情報共有システムとの連携							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童虐待相談進行管理システム事業	26,832	15,413	11,419	職員増に伴う新規リース台数の増
	細事業合計	26,832	15,413	11,419		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	石神 光	係長	星澤 宏樹	中央児童相談所虐待対応・地域連携課 係	伊藤 剛
--------------------	----	------	----	-------	---------------------	------

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所 課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	-
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費	<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	6 款	3 項	6 目	枝番号	10
事業名称	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業			政策番号	7	政策指標
					施策番号	99
						施策指標

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和5年度	4,000	2,000	0	0	0	2,000	
補助事業	4,000	2,000	0	0	0	2,000	
単独事業	0	0	0	0	0	0	
令和4年度	4,800	2,400	0	0	0	2,400	
増△減	△ 800	△ 400	0	0	0	△ 400	

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予算	事業費	0	0	4,800	4,000	4,000	4,000
	市債+一般財源	0	0	2,400	2,000	2,000	2,000
決算	事業費	0	0	3,576			
	市債+一般財源	0	0	1,176			

事業概要	児童福祉施設等は感染症のリスクが継続する中で、適切な防止対策を行った上で事業を継続することが求められることから、感染防止に資する備品購入等に対する経費に加えて、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるよう必要な経費を執行します。							
事業開始年度	令和3年度							
根拠法令・方針決裁等								
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等を行うとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を執行することにより、児童福祉施設等における継続的な事業実施に向けた環境整備を図ることができます。							
根拠・データ等	「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月19日厚生労働省事務連絡） 「入所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する対策の手引きについて」（令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
対象施設数	単位	目標	8	8	8	8	8	8
	箇所	実績	8					
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-	-	-	-	-
-	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	-	実績	-	-	-	-	-	-
事業スケジュール	通年実施							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	児童相談所(一時保護所含む)	4,000	4,800	▲ 800	備品購入の減
	細事業合計	4,000	4,800	▲ 800		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	中央児童相談所庶務 係
	深見 和夫	足立 篤彦	八代 正子